

タブレット端末を活用した佐倉市議会 ICT 化方針

〔タブレット端末導入の目的〕

タブレット端末の活用により、議員活動の強化を図るとともに、議会運営の効率化・円滑化を推進することを目的とする。併せて、佐倉市デジタルトランスフォーメーション推進方針に基づく取組として、業務効率の向上に努めるものとする。

- ペーパーレス化 ⇒ 電子データ化による情報の集積・共有化に伴うアクセスビリティと視認性の向上、会議における円滑な議事進行
- スケジュール管理 ⇒ 議員・事務局間の情報共有の強化
- 情報伝達 ⇒ 議員・事務局間の情報伝達システムの一本化
- 調査研究 ⇒ 議員活動の強化
- オンライン会議 ⇒ 非常時における会議機能の保持・充実

〔導入する内容〕

上記目的を達成するため、クラウド型文書共有システム、情報共有ツール等をタブレット端末で活用する。

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| ・タブレット端末 | i P a d P r o 12.9 インチ |
| ・付属品 | A p p l e P e n c i l、i P a d 用 ケース |
| ・クラウド型文書共有システム | S i d e B o o k s |
| ・情報共有ツール | L I N E W O R K S |

〔導入スケジュール〕

- | | |
|----------------|--------------------|
| 令和4年4月 | 議会改革推進委員会から議長へ中間答申 |
| 令和4年6月 | 会派代表者会議で承認 |
| 令和4年7月 | 実施計画計上 |
| 令和4年11月 | 補正予算計上（債務負担） |
| 令和4年12月～令和5年6月 | 業者選定・契約 |
| 令和5年8月 | タブレット端末導入 |

※なお、導入に関しては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討していることから、同交付金の活用が認められた場合、令和4年度内での環境整備に向け調整する。

〔今後の検討課題〕

- 費用負担、費用対効果の検証
 - ⇒ ランニングコストを踏まえ、通信方式（W i - F i またはセルラー）の選択が必要
- 使用基準の検討
 - ・活用範囲 ⇒ 政治活動での利用、私的利用
 - ・使用ルール ⇒ 会議中の禁止事項（執行部も含め）
- 規則、申し合わせ等の整備